○文部科学省告示第百十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成二十一年七月二十三日

文部科学大臣　塩谷　立

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
一乗谷朝倉氏遺跡	昭和五年文部省告示第百八十号、昭和四十二年文化財保護委員会告示第六十八号及び昭和四十六年文部省告示第百七十九号	福井県福井市東新町1字上ノ木戸	九番、一〇番、一一番、一二番、一三番一、一三番二、一三番三、二三番、二八番

○文部科学省告示第百十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとする。

平成二十一年七月二十三日

文部科学大臣　塩谷　立

上欄			中欄		下欄
名称	関係告示		所在地	地域	名称
鳥海山大物忌神社境内	平成二十年文部科学省告示第三十四号		秋田県由利本荘市森子字八乙女下	九八番一、九八番二、九九番一	鳥海山
			同　森子字堂ケ沢	一番	
			同　矢島町城内字木境	三番三、三番七、四番のうち実測二七四二・〇七平方メートル、五番一、六番一のうち実測一四五一、六・五九平方メートル、六番二、六番六、六番七、十五番	
			秋田県にかほ市象潟町小滝字奈曽沢	一番、二番、四番一、八番一、九番、十番一	
			同　字上山	二番七、二番八	
			同　字鉾建	四番一	
				右の地域に介在する道路、秋田県由利本荘市矢島町城内字木境一番一と同一番一八に挟まれ同三番六と同六番一に挟まれる道路、同矢島町城内字木境三番一と同六番六に挟まれた道路、同にかほ市象潟町小滝字奈曽沢一番と同八番一に挟まれるまでの道路敷を含む。	

○文部科学省告示第百十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第百十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に地域を追加して指定するとともに、一部地域の指定を解除して同表下欄に掲げるとおりとする。

平成二十一年七月二十三日

文部科学大臣　塩谷　立

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
仮粧坂	昭和四十四年文部省告示第三百三十四号及び平成十九年文部科学省告示第百九号	神奈川県鎌倉市扇ガ谷四丁目	三一七番一のうち実測四六三〇・〇〇平方メートル、三一八番、三二一番、三二二番、三二三番、三二四番一のうち実測一二九六・九〇平方メートル、三二五番、三二六番、三二七番、三二八番、三二九番、三三〇番、三三一番、三三二番、三三三番、三三四番、三三五番、三三六番、三三七番、三三八番、三三九番、三四〇番、三四一番、三四二番、三四三番、三四四番、三四五番、三四六番、三四七番、三四八番、三四九番、三五〇番、三五一番、三五二番、三五三番
		同　山ノ内字東瓜ヶ谷	一一五三番・一一五四番・一一五五番合併、一一五六番、一一五七番、一一五八番、一一五九番、一一六〇番、一一六一番、一一六二番、一一六三番、一一六四番、一一六五番、一一六六番、一一六七番、一一六八番、一一六九番、一一七〇番、一一七一番、一一七二番、一一七三番、一一七四番、一一七五番、一一七六番、一一七七番、一一七八番、一一七九番、一一八〇番、一一八一番、一一八二番、一一八三番、一一八四番、一一八五番、一一八六番、一一八七番、一一八八番、一一八九番、一一九〇番、一一九一番、一一九二番、一一九三番、一一九四番、一一九五番

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を秋田県由利本荘市教育委員会及び由利本荘市教育委員会に備えて縦覧に供する。